

11. 求職者等への職場情報提供に当たっての手引き

企業等が採用活動において職場に関する情報の提供を行う際、参考にするための「求職者への職場情報提供に当たっての手引き」を策定しました。

この手引きをもとに、皆さまが企業研究や職場選択を行うために情報を収集する際のポイントをリーフレットにまとめましたので、参考として活用ください。

1. そもそも法令で開示・提供することになっている情報は？

現在の法令では、次の情報を企業等が開示することとされています。募集広告やインターネットにより確認しましょう。

労働条件 (職業安定法)

※労働者の募集を行う事業主等が対象です。

- ・ 業務内容
- ・ 労働契約の期間
- ・ 就業場所、就業場所の変更の範囲
- ・ 始業・就業時刻等
- ・ 所定外労働時間の有無
- ・ 賃金
- ・ 社会保険等の適用 など

職場の就労実態に関する情報 (若者雇用促進法)

※労働者の募集を行う事業主等が対象です。

- ・ 募集・採用に関する状況
(直近3事業年度の新卒採用者数・離職者数等)
- ・ 職業能力の開発・向上に関する取組の実施状況
(研修の有無及び内容等)
- ・ 職場への定着の促進に関する取組の実施状況
(前事業年度の月平均所定外労働時間の実績等)

求人・募集広告などに掲載

求人・募集広告・若者雇用促進総合サイト などに掲載

育児休業等に関する情報 (育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法)

※労働者の募集を行う事業主等が対象です。

- ・ 男性育児休業の取得率
※常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主が対象です。
- ・ 仕事と子育ての両立に関する行動計画など
※常時雇用する労働者が100人を超える事業主が対象です。

女性の活躍状況に関する情報 (女性活躍推進法)

※常時雇用する労働者が100を超える事業主が対象です。
(開示項目は企業規模等により異なります。)

- ・ 男女の賃金の差異
- ・ 女性の活躍に向けた取組の実績(※)や行動計画(※)、
女性採用者の割合、男女別の育児休業取得率、
1月あたりの平均残業時間など



企業等のサイト、「両立支援のひろば」「女性の活躍推進企業データベース」などに掲載

「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」はこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00013.html

